コラム No. 099

相続税の 2 割加算について ~養子縁組と精算課税について~

令和2年8月作品

前回は相続税の 2 割加算についてのお話をしましたが、今回はその中でケース①の「被 相続人の**孫を被相続人の養子とした場合の当該養子**」と、**孫以外の人と通常の養子縁組を した後に、その養子縁組を解消した場合**について、もう少し詳しく見ていきます。相続人 関係図については前回のコラム No.098 を参照してください。

問題となるのは、養子縁組中に相続時精算課税等により贈与を受けた財産があり、相続 開始時点では養子縁組が解消(離縁)されている場合です。相続時精算課税につきましては コラム No.043 を参照していただきたいのですが、簡単に言いますと相続時精算課税とは、 その名の通り、贈与を受けた財産に対する課税を、贈与者が死亡したときに相続税の計算 の対象にして、精算するというものです。

相続時精算課税は贈与の時点で推定被相続人の推定相続人である必 要がありますが、受贈者が孫である場合、推定相続人ではなくてもこの 特例を利用することが出来ます。しかし、**推定相続人でない孫(被相続** 人から見て子が生存している場合)が相続時精算課税の適用を受けた 場合には、将来相続開始時点で精算されるべき税額には通常通り 2 割 加算の適用を受けてしまいます。こちらについてはわかりやすいのです が、問題となるのは、**養子縁組が有効 (孫と養子縁組をした場合で当該** 孫が代襲相続人でない場合を除く)なときに相続時精算課税適用し、 その後何らかの事情で養子縁組が解消された場合、2割加算の適用がど うなるのかという事です。文章だと解り難いので、図で時系列を参照し ながら読んでください。

まず、図中②のタイミングで、有効な養子縁組中に相続時精算課税の

適用を受けて取得した財産について、相続税の計算において計算された 税額について**は、2 割加算の適用はありません**。そのため、相続時に取

得した遺贈による財産や、みなし相続財産となる生命保険金等の相続税の課税対象となる 財産の取得がなければ、納める相続税すべてに 2 割加算の適用がないことになります。し かし、遺贈や生命保険金等の受領がある場合、これらの取得財産については 2 割加算の適 用を受けます。簡単に言うと下記のように按分計算を行うこととなります。

2割加算の適用を 受ける相続税額

分母の額〈その者の相続税の その者の相続税の課税価格の 課税価格(図②と図⑤の合計額)〉 うち図②で取得した課税価格 その者の相続税の課税価格(図②と図⑤の合計額)

また、もう一つ複雑なケースがあります。孫を養子にして子が存命中に②の相続時精算 課税の適用を受けた贈与があった後に被相続人の相続開始前に子が無くなっていた場合、 相続開始時点では当該孫は代襲相続人に該当するため、一親等の血族とみなされ、図中② ⑤で取得したすべての財産が2割加算の対象とならないこととなります。

相続時精算課税の適用を養子や孫が受けた場合、その後の状況の変化により課税関係が 大きく変わってしまうことがありますので、注意してください。

山野邊税理士·不動産鑑定士事務所 | URL: http://yamanobe-office.c.ooco.jp/

(1) 子縁組 養

(2) 相続時精算 課税の適用 を受ける贈与

養子縁組解消

(4) 相 続 開 始

(5)

遺言による 遺贈又は 被相続人が 保険料を負 担していた 生命保険金 受取等